

大磯町私立高等学校等就学支援補助金制度について

町では、経済的理由により私立高等学校等（※1）への就学が困難な者又は就学の継続が困難な者に対し、就学支援補助金を支給します。

貸付制度ではないので、返還の必要はありません。

○支給の対象となる方

就学支援補助金を受けることが出来る方は、生徒の保護者又は成人に達した生徒で、次の（1）～（3）の要件をすべて満たしている方とします。

- （1） 神奈川県内の私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程に在学していること。
- （2） 生徒と保護者が共に町内に居住し、町の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法による町の外国人登録原票に登録されていること。
- （3） 学資の支弁が困難と認められること（平成21年中の世帯の所得金額が町で定める基準額以下※2）。

○支給される金額

支給対象期間	4月～翌年3月まで
支給回数	2回（概ね 8月下旬・2月下旬）
私立高等学校等授業料への補助	年額 最高 60,000円

国や神奈川県の支援制度や減免制度との併用申請は、可能です。しかし、就学支援補助金の支給額は、他制度の支援金又は補助金等を合わせた額が、実費授業料を超えない額とします。

○支給特例措置

次のいずれかの理由により、世帯の現年中の収入見込額が前年収入額と比べ著しく減少し、

- ※1 「私立高等学校等」とは、私立学校法に規定する私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程をいう。

裏面に続く

※2 基準金額の参考例

世帯の人数	2人以下	3人	4人	5人	6人
所得基準額（概ね） （右の基準額以下）	195万円	275万円	325万円	375万円	415万円
給与収入換算額 （概ね）	310万円	415万円	470万円	535万円	590万円

「所得金額」とは

・給与収入の場合

前年の総収入金額から給与所得控除額を差し引いた後の金額

・給与所得以外の所得（営業所得など）

前年の総収入金額から、所得税法により算出した必要経費を差し引いた後の金額

申請は、7月31日までをお願いします

○申請に必要な書類

（1）在学証明書

（2）世帯全員の収入（所得）金額を証明するもの



○問合せ先

大磯町教育委員会 子ども育成課

電話 0463-61-4100 FAX 0463-61-1991